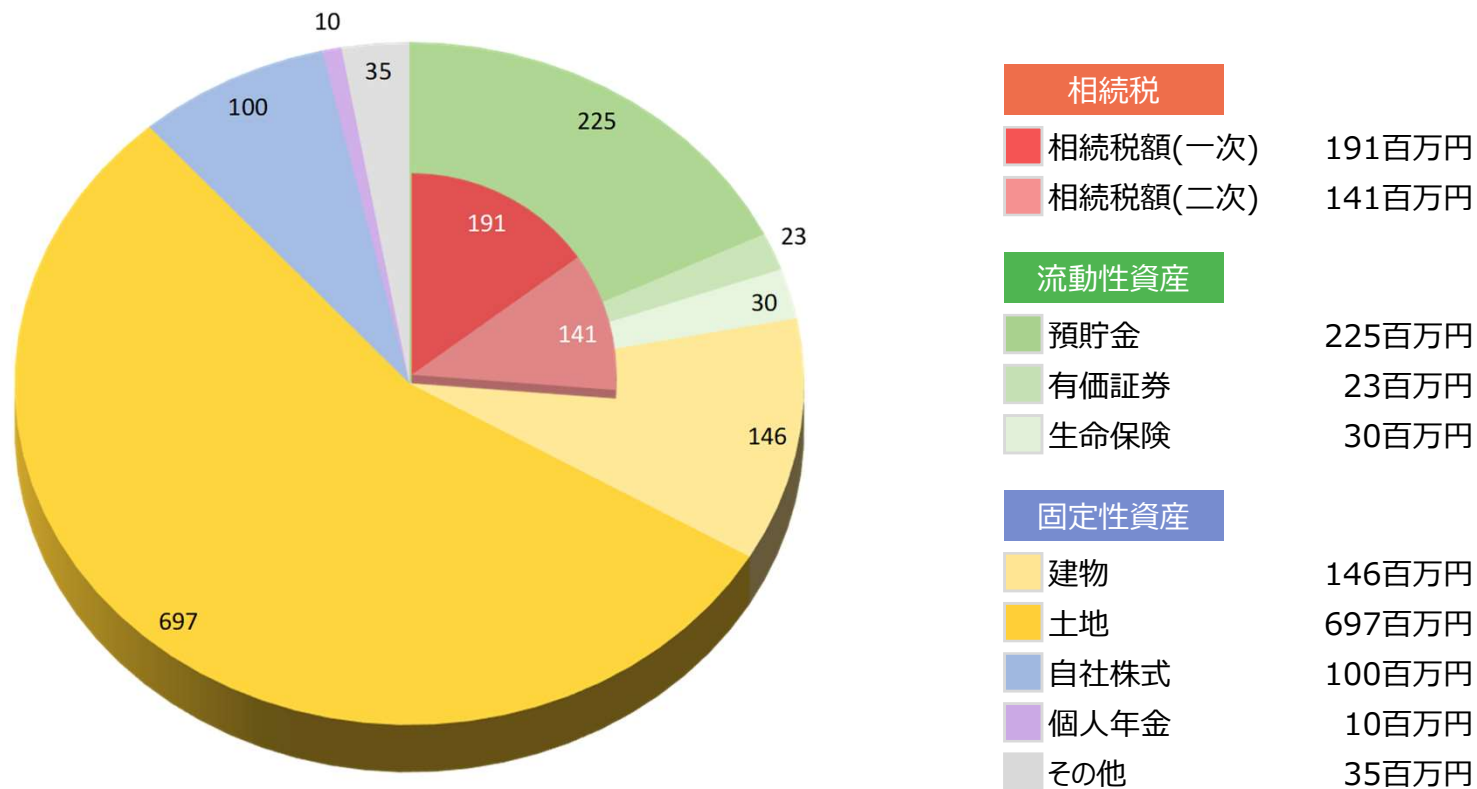


グラフは、預貯金等（流動性資産）で相続税が納付可能かどうかを可視化したものです。



※ 法定相続分通りに相続した場合の相続税額（概算）です。  
 ※ 二次相続税の算出にあたり配偶者自身の保有財産は考慮していません。

一次相続税は流動性資産（預貯金、有価証券、生命保険）で納税は可能と思われますが、二次相続税の納税資金が不足すると思われます。